

## 資料3-2 府における国拠点病院推薦のあり方について

### 【二次医療圏内の国拠点病院の扱いについての方向性（考え方）】

府では、オンコロジーセンター構想に基づき、府立成人病センターと府内5大学医学部附属病院については、二次医療圏の枠組みにとらわれず、府内の地域医療を支援することとし、二次医療圏毎のがん医療の充実を担う国拠点病院とは異なるものとしている。

二次医療圏当たり1か所を原則とし、大学病院のある「豊能」、「三島」、「北河内」、「南河内」、「大阪市」医療圏のみ、複数指定すべきとする考え方。

どの医療圏かに関わらず、大都市部特有の規模を考慮して、複数指定すべきとする考え方。

特定機能病院（大学病院）のある医療圏は、府域全体を対象に支援を行う特定機能病院（大学病院）に加え、地域の拠点となる1病院を指定し、上限を2とする

②

医療圏内の人口規模等に応じて、上限数を設定する

②

明確に上限数は設けない

①

今回、国では、地域がん診療病院（仮称）制度を導入し、一つの拠点病院が複数の医療圏を所掌することが想定されている。そのような国の動きを踏まえ、府としても、一医療圏内の複数指定が必要か、改めて検討すべきではないかとする考え方。

### 【国への推薦】

一医療圏内に想定上限数以上の複数申請が同時にあった場合

① 国に対しては、当該医療圏には推薦病院全数が必要と説明の上、申請病院を国へ推薦。

② 拠点病院部会で推薦順位を審議の上、上限数までの病院を府として国へ推薦。上限数を超えた推薦順位下位の病院は国へ推薦しない。